政令第百五十五号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和二年十月一日とする。

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十六号

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の施行期日は、令和二年五月一日とする。

文部科学大臣　萩生田光一
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十七号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第百五条中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）の施行に関すること。

附　則

この政令は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第三十九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年四月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（電子決済等代行業に該当しない行為）	（電子決済等代行業に該当しない行為）
第一条の三の三　［略］	**第一条の三の三**　［同上］
2　法第二条第十七項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（法第五十二条の六十一の二の登録を受けた電子決済等代行業者の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。	［項を加える。］
一　当該電子決済等代行業者及び銀行の双方が法第五十二条の六十一の十第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの	
二　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの	
三　第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの	